

事業計画書（太陽光発電設備用）

1 転用行為の必要性							
2 規模の妥当性							
3 土地の選定理由							
4 土地利用計画							
5 資金計画							
収入				支出			
円				円			
内 訳	自己資金		内 訳	用地取得費		事務費	
	借入金			造成費		その他	
	その他			建物等建築費			
				付帯事業費			
6 周辺農地への被害防除対策							
7 他法令の状況							
[添付書類]							
①土地利用計画図							

*** 記載上の注意**

事業計画書（太陽光発電設備用）

※事業予定地が第2種農地であり、法第5条に基づく申請の場合の例

1 転用行為の必要性
 転用行為を必要とする理由及び目的(※1)を、申請者の現在の事業との関連あるいは当該事業計画に至った動機等と併せて具体的に記載する。
 ※1 他の土地では目的が達成できない場合に限り許可となることから、その確認のために目的を具体的に記載すること（余剰売電・全量売電・自家消費の区分、その期間、自己所有・売却予定の区分。なお、売却予定の場合は売却先及びその確実性を記載するとともに、売却相手が自ら転用事業を行うことが出来ない理由を本項目に、他の土地では目的が達成できない理由を「3 土地の選定理由」に詳細に記載すること）
 (注) 目的を偽り転用許可を得た場合、農地法第51条第1項第4号（偽りその他不正の手段により許可を受けた場合）に該当し、許可取消処分及び原状回復命令並びに経済産業局への通報等を行う可能性がある。

2 規模の妥当性
 パネルの設置枚数及びその枚数が必要な理由を記載し、パネル又はアレイ（パネルを設置した架台）の寸法に設置枚数又は架台数を掛け、その他必要な設備・施設の面積を加算することなどにより、転用面積が必要最小限であることが確認できるように記載する。

3 土地の選定理由
 事業計画地として、当該申請地を選定するに至った経過について記載する。
 (注) 太陽光発電設備は一般的に用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）があると考えられるため、他の土地（非農地、市街化区域内農地、第3種農地）では目的が達成できない理由を、選定経過書等（※2）を用いて詳細に記載すること。
 ※2 特定の範囲内で選定をする場合、事業目的を達成する上で、その範囲内である必要性等を明記すること（例えば、〇〇市内のみで候補地を選定している場合、〇〇市内のみで候補地を選定した理由についても記載すること）

4 土地利用計画
 土地利用計画図の内容について、下記の例を参考に定量的に説明をすること。
 ・事業区域面積：〇㎡（うち農地面積〇㎡）
 ・太陽光パネル：〇枚（寸法：縦〇m×横〇m）
 ・パワーコンディショナ：〇台（寸法：縦〇m×横〇m）
 ・フェンス：高さ〇m、幅〇mのフェンスを外周に沿って〇m設置
 ・（調整池等の施設がある場合は、その概要）

5 資金計画 ※3 売電収入を撤去・処分費用として積み立てる場合は、その旨余白に記載すること。

収入		円	支出	円
内訳	自己資金		事務費	
	借入金		付帯事業費	
その他				

○収入、支出それぞれ具体的な金額を記載する。
 ・収入は「自己資金」「借入金」等に区分
 ・支出は「用地取得費」「造成費」「建物等建築費」「付帯工事」「事務費」等に区分
 ・資金証明(融資証明・残高証明)を添付

6 周辺農地への被害防除対策
 雨水排水方法(※4)、土砂流出防止対策、日照・通風の影響、雑草対策(※5)、農業用排水施設及び耕作道の確保等を記載する。
 ※4 自然浸透のみで雨水処理をする場合は、事業地が周辺地より低い場合以外は雨水排水が周辺地に流出し、土砂流出を招くおそれがあることから、土石流出防止策を必ず記載すること。
 ※5 雑草の種子が周囲の農地に飛散する恐れがあることから必ず記載すること。

7 他法令の状況
 事業実施のために必要な法令等(※6)との調整状況(協議日、協議相手、協議結果)を記載すること。
 ※6 太陽光発電施設の設置に係る県の指導指針、市町の条例・規則・ガイドライン等に基づく調整状況については、その詳細を記載すること（協議経過書として別紙による提出も可）。

[添付書類]
 ①土地利用計画図